

令和6年6月定例会提出議案概要（記者発表資料）

1	招集告示日	令和6年5月28日	
2	招集日	令和6年6月4日	
3	提出議案件数	19件	
		予算 4件	
		条例 5件	
		その他 10件	
4	議案等件名		
	議案第49号	西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分 について	1
	議案第50号	令和6年度西条市一般会計補正予算（第2回） について	別 冊
	議案第51号	令和6年度西条市一般会計補正予算（第3回） について	
	議案第52号	令和6年度西条市国民健康保険特別会計補正予 算（第1回）について	
	議案第53号	令和6年度西条市介護保険特別会計補正予算 （第2回）について	
	議案第54号	新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協 議会の設置について	2
	議案第55号	西条市議会議員及び西条市長の選挙における選 挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正す る条例について	4
	議案第56号	西条市税条例の一部を改正する条例について	5
	議案第57号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条 例について	6
	議案第58号	西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例について	10
	議案第59号	西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す る基準を定める条例の一部を改正する条例につ いて	11
	報告第2号	令和5年度西条市繰越明許費繰越計算書につい て	12
	報告第3号	令和5年度西条市公共下水道事業会計予算繰越	

	計算書について	1 3
報告第 4 号	西条市土地開発公社の経営状況について	1 4
報告第 5 号	公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について	1 5
報告第 6 号	株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について	1 6
報告第 7 号	株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について	1 7
報告第 8 号	権利の放棄について	1 8
報告第 9 号	権利の放棄について	1 9

議案第 49 号 西条市税条例の一部を改正する条例の専決処分について
(課税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が令和6年3月30日に公布され、その一部が同年4月1日から施行されたことに伴い、該当部分について、西条市税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものである。

2 概要

- (1) 令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税を行うための取扱いの詳細等を定める。
- (2) 固定資産の土地の課税標準額が一定水準に達すると税負担が据え置かれる現行の措置について、期間を3年間延長し、令和6年度から令和8年度までに改める。
- (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、一定の要件を満たすバイオマス発電設備について、地域決定型地方税制特例措置、いわゆる「わがまち特例」を導入し、固定資産税額を7分の6とする。

3 施行期日

令和6年4月1日

議案第 5 4 号 新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の設置について

(消防本部通信指令課)

1 提出の理由

複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化及び消防力の強化を図るため、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的として、新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会を設置するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

2 概要

(1) 協議会の名称（第 2 条関係）

名称は、新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(2) 協議会を設ける市（第 3 条関係）

協議会は、新居浜市、西条市及び四国中央市（以下「関係市」という。）がこれを設ける。

(3) 協議会の担任する事務（第 4 条関係）

協議会は、関係市が共同で設置する消防指令に係る施設の整備及び運営に関する事務（以下「担当事務」という。）を管理し、及び執行する。

(4) 協議会の事務所（第 5 条関係）

協議会の事務所は、新居浜市消防防災合同庁舎内に置く。

(5) 協議会の組織等（第 6 条―第 9 条関係）

ア 協議会は、会長、副会長 2 人及び委員 9 人以内をもって組織する。

イ 会長は、新居浜市消防本部消防長の職にある者をもって充て、副会長は、西条市消防本部消防長の職にある者及び四国中央市消防本部消防長の職にある者をもって充てる。

ウ 委員は、関係市の消防長が協議により定めた職にある者をもって充てる。

エ 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。

(6) 職員及び事務処理のための組織（第 1 0 条、第 1 1 条関係）

ア 担当事務に従事する職員の定数及び当該定数の関係市間の配分については、関係市の消防長が協議により、これを定める。

イ 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、担当事務を処

理するために必要な組織を設けることができる。

(7) 会議等（第12条―第14条関係）

ア 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

イ 会議は、会長がこれを招集する。

ウ 会長は、副会長及び委員の総数の半数以上の者から会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。

(8) 関係市の長等の名においてする事務の管理及び執行（第15条関係）

協議会が担当事務を関係市の長又は消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、担当事務に関する新居浜市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）を関係市の条例等とみなして、担当事務をその定めるところにより管理し、及び執行する。

(9) 経費の支弁の方法（第16条関係）

担当事務の管理及び執行に要する費用は、関係市の協議により定める負担割合により負担し、西条市及び四国中央市が、その負担金を新居浜市に納付する。

(10) 財産の取得、管理及び処分の方法等（第17条―第19条関係）

ア 担当事務の用に供する財産に関しては、関係市が協議してそれぞれ取得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会が行う。

イ 規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

ウ 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市が協議して定める。

3 施行期日

令和6年7月9日

議案第 5 5 号 西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

(選挙管理委員会)

1 提出の理由

公職選挙法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第172号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

西条市議会議員及び西条市長の選挙における選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を、それぞれ引き上げる。

区分		現行	改正後
自動車の使用	自動車借入れ	15,800円	16,100円
	燃料費	7,560円	7,700円
ビラの作成(1枚当たり)		7円51銭	7円73銭
ポスターの作成	印刷費(1枚当たり)	525円06銭	541円31銭
	企画費	310,500円	316,250円

3 施行期日
公布の日

議案第 56 号 西条市税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)が公布されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 固定資産税の非課税の手續に関する規定において引用している私立学校法(昭和24年法律第270号)の規定について、整備する。
- (2) 公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する規定を削除する。

3 施行期日

令和7年4月1日。ただし、公益法人等に係る市民税の課税の特例に関する規定を削除する改正規定については、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

議案第57号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(課税課)

1 提出の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第136号)の一部が施行されたことに伴い、及び令和6年度の国民健康保険税の税率を定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

(1) 国民健康保険税の課税限度額の引上げ

後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の22万円から国が示す限度額基準の24万円に引き上げる。

区 分	課 税 限 度 額	
	改 正 案	現 行
基礎課税額(医療分)	(現行どおり)	65万円
後期高齢者支援金等課税額(支援分)	<u>24万円</u>	<u>22万円</u>
介護納付金課税額(介護分)	(現行どおり)	17万円

(2) 国民健康保険税の軽減措置における軽減判定所得の引上げ

ア 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の29万円から29万5,000円に引き上げる。

イ 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者及び特定同一世帯所属者の数に乘すべき金額を現行の53万5,000円から54万5,000円に引き上げる。

区 分	軽 減 対 象 世 帯 の 判 定 基 準	
	改 正 案	現 行
7割軽減世帯	(現行どおり)	世帯の合計所得 \leq 430,000円+100,000円 \times (給与所得者等 ^{*1} の数-1)
5割軽減世帯	世帯の合計所得 \leq 430,000円+ <u>295,000円</u> \times (被保険者	世帯の合計所得 \leq 430,000円+ <u>290,000円</u> \times (被保険者

	数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円×(給与所得 者等の数-1)	数+特定同一世帯所属者 ^{※2} 数)+100,000円×(給与所得 者等の数-1)
2割軽減世帯	世帯の合計所得≤430,000 円+ <u>545,000円</u> ×(被保険者 数+特定同一世帯所属者数 等の数-1)	世帯の合計所得≤430,000 円+ <u>535,000円</u> ×(被保険者 数+特定同一世帯所属者数 等の数-1)

- ※1 給与所得者等 給与収入が55万円を超える者、公的年金等収入が60万円を超える65歳未満の者又は公的年金等収入が125万円を超える65歳以上の者
- 2 特定同一世帯所属者 後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、その後継続して同一の世帯に属するもの

(3) 税率及び軽減額の改定

ア 基礎課税額（医療分）

- (ア) 所得割額 7.87%（現行 8.33%）
- (イ) 資産割額 廃止（現行 10.5%）
- (ウ) 被保険者均等割額（1人につき）33,250円（現行29,000円）
- (エ) 世帯別平等割額
- 特定（継続）世帯以外 22,070円（現行20,900円）
 - 特定世帯 11,035円（現行10,450円）
 - 特定継続世帯 16,552円（現行15,675円）
- (カ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・7割軽減世帯（1人につき）23,275円（現行20,300円）
 - ・5割軽減世帯（1人につき）16,625円（現行14,500円）
 - ・2割軽減世帯（1人につき）6,650円（現行5,800円）
- (キ) 未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・7割軽減世帯（1人につき）4,988円（現行4,350円）
 - ・5割軽減世帯（1人につき）8,313円（現行7,250円）
 - ・2割軽減世帯（1人につき）13,300円（現行11,600円）
 - ・軽減世帯以外（1人につき）16,625円（現行14,500円）
- (ク) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。
- ・7割軽減世帯について

特定（継続）世帯以外	15,449円（現行14,630円）
特定世帯	7,725円（現行7,315円）
特定継続世帯	11,587円（現行10,973円）
・5割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	11,035円（現行10,450円）
特定世帯	5,518円（現行5,225円）
特定継続世帯	8,276円（現行7,838円）
・2割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	4,414円（現行4,180円）
特定世帯	2,207円（現行2,090円）
特定継続世帯	3,311円（現行3,135円）
イ 後期高齢者支援金等課税額（支援分）	
（ア）所得割額	3.09%（現行2.53%）
（イ）資産割額	廃止（現行2.7%）
（ウ）被保険者均等割額（1人につき）	12,720円（現行9,000円）
（エ）世帯別平等割額	
・特定（継続）世帯以外	8,440円（現行6,400円）
・特定世帯	4,220円（現行3,200円）
・特定継続世帯	6,330円（現行4,800円）
（オ）軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。	
・7割軽減世帯（1人につき）	8,904円（現行6,300円）
・5割軽減世帯（1人につき）	6,360円（現行4,500円）
・2割軽減世帯（1人につき）	2,544円（現行1,800円）
（カ）未就学児の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。	
・7割軽減世帯（1人につき）	1,908円（現行1,350円）
・5割軽減世帯（1人につき）	3,180円（現行2,250円）
・2割軽減世帯（1人につき）	5,088円（現行3,600円）
・軽減世帯以外（1人につき）	6,360円（現行4,500円）
（キ）軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。	
・7割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	5,908円（現行4,480円）
特定世帯	2,954円（現行2,240円）
特定継続世帯	4,431円（現行3,360円）
・5割軽減世帯について	
特定（継続）世帯以外	4,220円（現行3,200円）
特定世帯	2,110円（現行1,600円）

特定継続世帯	3, 165円	(現行 2, 400円)
・ 2割軽減世帯について		
特定(継続)世帯以外	1, 688円	(現行 1, 280円)
特定世帯	844円	(現行 640円)
特定継続世帯	1, 266円	(現行 960円)
ウ 介護納付金課税額(介護分)		
(ア) 所得割額	2. 54%	(現行 2. 17%)
(イ) 資産割額	廃止	(現行 2. 85%)
(ウ) 被保険者均等割額(1人につき)	12, 890円	(現行 9, 600円)
(エ) 世帯別平等割額	5, 790円	(現行 5, 100円)
(オ) 軽減世帯の被保険者均等割額の軽減額を次のとおりとする。		
・ 7割軽減世帯(1人につき)	9, 023円	(現行 6, 720円)
・ 5割軽減世帯(1人につき)	6, 445円	(現行 4, 800円)
・ 2割軽減世帯(1人につき)	2, 578円	(現行 1, 920円)
(カ) 軽減世帯の世帯別平等割額の軽減額を次のとおりとする。		
・ 7割軽減世帯について	4, 053円	(現行 3, 570円)
・ 5割軽減世帯について	2, 895円	(現行 2, 550円)
・ 2割軽減世帯について	1, 158円	(現行 1, 020円)

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第58号 西条市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
について

(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

母体保護法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和5年内閣府令第86号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 施設内での書面掲示を求めている施設の運営規程の概要等の重要事項について、書面掲示に加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供することを義務付けることについて定める。
- (2) 書面等の交付に代えて、その記載事項を記録したシー・ディー・ロム等を交付する場合について、当該記録する媒体の種類を限定しない形に改める。

3 施行期日

公布の日

議案第 59 号 西条市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について
(保育・幼稚園課)

1 提出の理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 18 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

家庭的保育事業等における保育士の配置基準について、3 歳児にあっては 20 人につき 1 人から 15 人につき 1 人に、4・5 歳児にあっては 30 人につき 1 人から 25 人につき 1 人に引き下げる。

3 施行期日

公布の日

1 提出の理由

繰越明許費を設定している事業について、令和6年度へ予算繰越の措置をしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 繰越明許費繰越予算の概要

【一般会計】

○繰越明許費 15事業の合計

繰越額		873,788,301円	
	<div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> </div>		
		国庫支出金	643,912,528円
		県支出金	26,720,000円
充当財源		市債	1,700,000円
		分担金	1,500,000円
	一般財源（繰越金）	199,955,773円	

報告第3号 令和5年度西条市公共下水道事業会計予算繰越計算書について

(下水道工務課)

1 提出の理由

令和5年度西条市公共下水道事業会計の資本的支出予算に定めた建設改良費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものについて、その額を翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

ポンプ場建設事業及びポンプ場改良事業において、2回の入札不調により、契約締結に不測の日数を要したため、各事業の年度内の完成が見込めなくなったことによるものである。

3 繰越額

2億3,600万円

1 提出の理由

西条市土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 西条市土地開発公社の経営状況の概要

(1) 令和5年度決算関係

事業報告書
財産目録
貸借対照表
損益計算書等

(2) 令和6年度予算関係

収益的収入及び支出予算	収入	70,000円
	支出	219,000円
資本的収入及び支出予算	収入	0円
	支出	0円
資金計画	受入	2,682,000円
	支払	119,000円

報告第5号 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について

(社会教育課)

1 提出の理由

公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 公益財団法人佐伯記念育英会の経営状況の概要

(1) 令和5年度決算関係

事業報告書
正味財産増減計算書
貸借対照表
財産目録
監査報告書

(2) 令和6年度予算関係

経常収益	14,505,000円
経常費用	15,164,124円
差引(損益)	-659,124円

報告第6号 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について
(産業振興課)

1 提出の理由

株式会社西条産業情報支援センターの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社西条産業情報支援センターの経営状況の概要

(1) 令和5年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査意見書

(2) 令和6年度予算関係

収入予算	110,909,000円
支出予算	110,440,000円
差引（損益）	469,000円

報告第7号 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について

(観光振興課)

1 提出の理由

株式会社ソラヤマいしづちの経営状況について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものである。

2 株式会社ソラヤマいしづちの経営状況の概要

(1) 令和5年度決算関係

事業報告
貸借対照表
損益計算書
販売費及び一般管理費
株主資本等変動計算書
個別注記表
決算監査報告書

(2) 令和6年度予算関係

収入予算	44,114,000円
支出予算	47,452,000円
差引（損益）	△3,338,000円

1 提出の理由

西条市債権管理条例(平成28年西条市条例第1号)第16条の規定により権利を放棄したので、同条例第17条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

住宅新築資金等貸付事業により貸し付けた住宅新築資金等貸付金及びその利息並びにそれらに係る遅延損害金について、債務者の破産免責等により、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権を放棄したものである。

放棄した債権額

件数 1件

金額 3,555,860円及び遅延損害金

1 提出の理由

西条市債権管理条例（平成 28 年西条市条例第 1 号）第 16 条の規定により権利を放棄したので、同条例第 17 条の規定により、議会に報告するものである。

2 概要

水道使用者が死亡等の理由により、時効の援用がなされず累積している水道料金債権について、回収が著しく困難又は不能となっていることから、債権の放棄をしたものである。

上水道料金債権

件数 7 件

金額 64, 232 円